第２５号議案

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

　品川区道路占用料等徴収条例（昭和２８年品川区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

」

別表法第３２条第１項第１号に掲げる工作物の項中「７，９７０円」を「９，３５０円」に、「１２，２００円」を「１４，３００円」に、「１６，５００円」を「１９，３００円」に、「６，４４０円」を「７，７２０円」に、「１０，４

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ００円」を「１２，４００円」に、 | １４，２００円  」 | を |
| ７１０円 |

「

」

|  |  |
| --- | --- |
| １７，０００円 | に、「７１円」を「８３円」に、「４２円」を「５ |
| ８３０円 |

０円」に、「６，９８０円」を「８，１８０円」に、「４，２７０円」を「５，

「

「

」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | |
| ０１０円」に、 | １４，２００円 | を | １６，７００円 | に |
| ２０，３００円 | ２３，４００円 |
| １４，２００円  」 | １６，７００円 |

改め、同表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項中「１６０円」を「１９０円」に、「２９０円」を「３４０円」に、「４２０円」を「５００円」に、「６４０円」を「７５０円」に、「８５０円」を「１，０００円」に、「１，２８０円」を「１，５００円」に、「１，７００円」を「２，０００円」に、「２，９９０円」を「３，５００円」に、「４，２７０円」を「５，０１０円」に、「８，５４０円」を「１０，０００円」に改め、同表法第３２条第１項第３号に掲げる施設の項中「１２，４００円」を「１４，８００円」に改め、同表法第３２条第１項第４号に掲げる施設の項中「１４，２００円」を「１６，７００円」に改め、同表法第３２条第１項第５号に掲げる施設の項中「１０，１００円」を「１１，７００円」に、「６，１００円」を「７，０２０円」に、「９，０６０円」を「１０，４００円」に改め、同表法第３２条第１項第６号に掲げる施設の項中「２００円」を「２３０円」に、「２０，３００円」を「２３，４００円」に改め、同表令第７条第１号に掲げる物件の項中「２０，３００円」を「２３，４００円」に、「１１，３００円」を「１３，３００円」に、「２００円」を「２３０円」に、「２０３，３００円」を「２３４，０００円」に、「１０１，６００円」を「１１７，０００円」に改め、同表令第７条第２号に掲げる物件の項中「１４，２００円」を「１６，７００円」に改め、同表令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料の置場の項中「２０，３００円」を「２３，４００円」に、「７，２００円」を「８，６４０円」に改め、同表令第７条第６号に掲げる仮設建築物および同条第７号に掲げる施設の項中「１４，２００円」を「１６，７００円」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

　（説明）道路占用料の額を改定する必要がある。